事業計画記載事項

　環境省通知の統一様式を用いても良い

１　共通事項

(1) 事業内容（事業の目的、概要、期間等）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類及び量

２　中間処分の場合

(1) 処分の方法（保管方法を含む。）

(2) 処分施設の維持管理計画（技術管理者の設置等）

(3) 放流水又は排出ガスの検査結果

(4) 処分したものの処分（再利用）方法の概要

(5) 廃棄物又は処分したものの検査計画

(6) 災害防止計画

① 廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

② 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

③ 火災の発生の防止に関する事項

３　埋立処分の場合

(1) 最終処分場の遮断又は遮水の方法

(2) 埋立処分の方法（保管方法を含む）

(3) 浸出水の処分方法

(4) 最終処分場の維持管理計画（技術管理者の設置及び維持管理積立金の算出等）

(5) 放流水及び周辺の地下水の検査計画

(6) 廃棄物の検査計画

(7) 災害防止計画

* 1. 廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
	2. 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
	3. 火災の発生の防止に関する事項
	4. その他の災害防止に関する事項

※変更申請の場合は、変更部分の変更前・変更後を明示すること。